

# 青森県報

第三千七百七十九号

平成二十五年  
十二月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 険 課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜 産 課) ……二
- 公共測量の終了……………(監 理 課) ……二
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………(建築住宅課) ……二

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………( 同 ) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(三 八 地 民 局) ……四
- 収用委員会……………( 同 ) ……四
- 公示送達……………(監 理 課) ……五
- 収用の裁決手続開始の決定……………( 同 ) ……五

## 告 示

## 示

### 青森県告示第八百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定期月日
		訪問介護	通所介護			
社会福祉法人信和会	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五の六	訪問介護	通所介護	訪問介護センターひまわり	八戸市江陽二丁目一三の三六	平成二五年三・一
株式会社SKライフ	つがる市木造善積藤田一八の一	訪問介護	通所介護	デイサービスセンターたんぼぼ	つがる市木造善積藤田一八の一	"

### 青森県告示第八百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定期月日
			名称	所在地	
社会福祉法人信和会	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五の六	訪問介護	訪問介護センターひまわり	八戸市江陽二丁目一三の三六	平成二五年三・一

株式会社 S Kライフ	つがる市木造善 積藤田一八の一	介護予防 通所介護	デイサービス たんぼぼ	つがる市木造善 積藤田一八の一	"
----------------	--------------------	--------------	----------------	--------------------	---

青森県告示第八百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	平成二五・一
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二バピーコーポ五号室	"
アーチ調剤薬局	青森市大字三内字沢部二〇一の一四	"
あじがさわクリニツク	鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の三	"
ハッピー調剤薬局鱒ヶ沢店	鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田五七の二	"

青森県告示第八百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨーネ病	牛	患者	二	むつ市	平成二五・二・一六

青森県告示第八百四十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所
- 二 測量の種類  
公共測量（一級水準測量）
- 三 測量の期間  
平成二十五年七月二十五日から同年十月三十一日まで
- 四 測量の地域  
青森市青森港港内

青森県告示第八百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	構造計算適合性判定の業務の開始の日
-----	-----	------------------------	--------	-------------------

株式会社 グッド・ アイズ・ 建築検査 機構	東京都新宿区 百人町二丁目 一六の五	一 東京都新宿区百 人町二丁目一六 の五 二 福島県郡山市喜 久田町字松ヶ作一 六の四 三 宮城県仙台市青 葉区中央一丁目二 の三 四 青森県 三戸市 三戸一 九階	平成二十五年 十一月二十一 日	平成二十五年 十一月二十二 日
------------------------------------	--------------------------	--	-----------------------	-----------------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
○(仮称)メガ弘前城東北店 弘前市大字城東北四丁目四の一	○メガ城東北店 弘前市大字城東北四丁目四の一	平成 二五・一 ・八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

四 届出年月日

平成二十五年十一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年四月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年四月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

むつM&Dモール

むつ市中央二丁目六〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

代表取締役 濱崎正明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤建築

二 氏名 佐藤 秀樹

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字手倉橋字内山七五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇四〇〇号

五 取消年月日 平成二十五年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造

物、鉄筋、板金、塗装、内装仕上、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十五年十二月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十五年十一月二十五日付け裁決書（青収委第三十四号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十五年十二月二十四日をもって送達があつたものとみなされず。

別表

氏 名	住 所
氏名不詳（A）	住所不明
氏名不詳（B）	住所不明
氏名不詳（C）	住所不明
氏名不詳（D）	住所不明
氏名不詳（E）	住所不明

氏名不詳（F）	住所不明
氏名不詳（G）	住所不明
氏名不詳（H）	住所不明
氏名不詳（I）	住所不明
氏名不詳（J）	住所不明
氏名不詳（K）	住所不明
氏名不詳（L）	住所不明

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道四十五号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県八戸市大字は川字権現堂向地内から同市大字十日市字登手地内まで、同市大字金浜字中渡地内から青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山地内まで及び同町大字道仏字天当平地内から同町大字道仏字鹿糠地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十五年十一月二十五日

別表1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山	1番175	公衆用道路	公衆用道路	121	124.61	88.23
青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山	1番185	公衆用道路	公衆用道路	171	169.28	104.25

別表2 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
持分5分の1 株式会社第一商運	住所不明 ただし、閉鎖商業登記簿上の住所 青森県三戸郡階上町大字角柄折字簗前9番地1666
持分5分の1 有限会社中沢運輸	青森県八戸市南郷区大字市野沢字黒坂11番地
持分5分の1 沼畑孝	埼玉県和光市新倉二丁目6番38号 カームコ一ホ201
持分15分の2 カクイ貨物急送有限公司	青森県八戸市江陽四丁目5番1号
持分15分の1 株式会社山憲運輸	住所不明 ただし、商業登記簿上の住所 青森県八戸市江陽四丁目7番23号
持分10分の1 小笠原雄一	青森県八戸市小中野二丁目12番1号
持分10分の1 小笠原丈治	青森県八戸市小中野二丁目9番20号 小笠原荘105号

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭